

別表（第3条、第10条）

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)又は難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む。)、重度若しくは最重度の知的障害者(児)又は難病患者。ただし、原則として3歳以上の者	じょくそう 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者(児)又は難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者(児)若しくは難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要するもの。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)又は難病患者で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要するもの。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者(児)又は難病患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)又は難病患者。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が身体障害者(児)又は難病患者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で、原則3歳以上のもの	原則として付属のテーブルを付けるもの	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害児で、原則として学齢児以上のもの又は難病患者	腕又は脚の訓練等のできる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)又は難病患者で、入浴に介助を必要とするもの。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者(児)若しくは難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)又は難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)又は難病患者が容易に使用し得るもの(手すり付きのものを含む)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	4,460円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)又は難病患者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 身体障害者(児)又は難病患者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	60,000円 (手すり 5,400円)	8年
	頭部保護帽	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円	3年

別表（第3条、第10条）

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
自立生活支援用具	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)、重度若しくは最重度の知的障害者(児)又は難病患者で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難なもの。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの又は身体障害者(児)、知的障害者(児)若しくは難病患者若しくは介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)で、それぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
	自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者(児)、重度若しくは最重度の知的障害者(児)又は難病患者で、それぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で視覚障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児)で聴覚障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器			56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)		17,000円	10年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの	157,500円	
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	正弦波インバーター発電機	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は難病患者で、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	ガソリン又はガスボンベ等で作動し、介助者が容易に使用し得るもの	120,000円	5年
	ポータブル電源（蓄電池）	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は難病患者で、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で介助者が容易に使用し得るもの	60,000円	5年
	AC／DCインバーター（カーインバーター）	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は難病患者で、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で介護者が容易に使用し得るもの	30,000円	5年
	足踏み式・手動式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は難病患者で、必要と認められるもの	足踏み式又は手動ポンプで吸引するもの	12,000円	5年

別表（第3条、第10条）

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者（児）	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者（児） インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する(原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上)身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500円	6年
	点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	7年 5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が用意に使用し得るもの	85,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円	6年

別表（第3条、第10条）

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化すえうもの	笛式 8,100円	4年
			電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 70,100円	5年
			埋込型用人工鼻 障害者が容易に使用し得るもの	月額 23,100円	
	福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの	新規設置 83,300円 回線切換のみ 2,000円	
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	7,700円	
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	
	点字図書	視覚障害者（児）	点字図書（定期に発行される雑誌を除く。）		
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	蓄便袋 月額 8,858円	
			蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	蓄尿袋 月額 11,639円	
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円	
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	市長が別に定める。			

(注)

1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の upper limb・lower limb 又は body trunk 機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

3 点字図書にあっては、1つの年度につき6タイトル又は24巻を給付の限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。